

◎市民の声 回答一覧（令和6年度）

No.	受付年月日	表題	要旨	担当課	回答内容
1	R6.7.8	牡蠣の殻の処分について	灘手の漁港に置いてある、牡蠣の殻ですが、毎年夏になると虫がわき、不衛生です。家の中にも入ってくるため、殺虫剤が必要で、毎年そのための出費になってます。早めに処分または撤去をお願いしたいです	農林水産課	お問い合わせいただいた蛸殻の殻について、回答させていただきます。 牡蠣の殻につきましては、港湾施設の敷地内に一時仮置きをして、プラスチック製の丸カゴに補填し人工魚礁の資材として利用している状況です。 漁協に対し早めの補填と引き渡しを行うように指導を行いました。 なお、牡蠣の殻につきましては養殖業者の所有物でありますので杵築市が処分・撤去することはできません。ご理解をお願いします。
2	R6.9.21	ゴミ燃しについて	ここ数年外に洗濯物を干せなくて困っています。大阪兵庫などあったダイオキシン問題になりかねません？如何ですか、ゴミ燃しに許可はいらないのでしょうか？	市民生活課	ごみを燃やすことは法で禁じられています。野焼きについては、焚火程度、どんと焼きなどの宗教行事、刈草を燃やす等の農業にかかる行為は法律適用外とされています。ごみを燃やしている場合は、市や警察に届けていただければ、指導、ケースによっては逮捕といった形になりますが、法の適用外である上記の例であれば、市や警察の対応は出来かねますので、当人同士でしっかりと話し合ってください。
3	R6.10.29	杵築市立山香病院	看護師ですが、年内に辞職しようと●●看護部長に話したところ3月まで辞めさせてくれない、これは民法627条1項違反だと思うのですが、圧がすごくてそれに従うしかありませんでした。60歳を過ぎた高齢者が部長職に居座ってる時点で市立病院として終わっています。	山香病院	看護部長については、新年度から新体制となります。若返りを図り風通しの良い組織となれるよう努力して参ります。 退職や雇用形態の相談窓口を院内（事務室）もしくは組合などに設置周知し、相談しやすい組織作りを今後は目指して行きたいと考えています。
4	R6.11.8	平尾台の公園の管理について	平尾台の公園のトイレが蜘蛛の巣、トイレットペーパー、ゴミなどが散乱し、とても用を出す状態ではありません。 公園の管理は杵築市ですか?平尾台ですか?杵築市が管理しているなら時々は調査して汚いなら任せている方に注意するべきではないですか。 公共のトイレですから宜しくお願いします。	建設課	平尾台の公園については平尾台区に委託しています。また、担当職員も一定の割合で見守りを行っており、気付けば清掃を行っています。汚れているとの情報があれば区長に報告し対応をお願いしているところです。 今回は、目が届かず貴重なご意見をありがとうございます。今後はいっそう平尾台区と協力し、職員の見守りの頻度を増やす等対応してまいります。
5	R6.11.17	外来種 メリケントキンソウについて	メリケントキンソウという植物を数年前からみかけるようになりました。最近行った佐伯の歴史資料館や国見の道の駅にも生えていました。この植物は1年草ですが、5月～6月頃に沢山の種をつけます。その種にトゲがあり人の靴や車のタイヤ、動物の足に刺さりどんどん仲間を増やしていきます。小さいトゲですが刺さるととても痛いです。小さい子供やペットの足に刺さると危険です。他県でも注意喚起しているところもあります。是非ホームページや閲覧板で注意を呼びかけ、市の方でも対策をとって頂きたいです。	市民生活課	杵築市としては現在までにその植生を確認していませんが、今後具体的な情報が寄せられた際は現地確認等を行います。
6	R7.2.2	市役所職員の動物愛護の意識	最近近所の方が市役所の方に、猫が増え過ぎどうにかならないか相談に行かれたそうです。その時対応された職員さんに言われた解決策が、『毒を撒け』だったそうです。私は又聞きしただけなので事実か確かめようがないですが、これが本当であれば杵築市役所の方は市民に動物愛護法違反をそそのかしているのでしょうか？地域猫の補助金などの対策を行っているなど色々他のアドバイスも出来たはずではないでしょうか？全く関係ない近所の犬や猫がその撒いた毒を口にして不審死をした場合のその後を考えはしなかったのでしょうか？相談に行かれた方の家の近くを私も犬の散歩で通ります。もし今後近所で動物の不審死が出たらその相談者の方がしたことになり、市役所職員が教唆したのだと私は真っ先に思います。是非真偽の確認をして頂き、対応して頂きたいと思います。動物好き嫌い云々以前の問題です。杵築市を誰もが安心して住める町にしたいです。	市民生活課	市に野良猫が増えて困っているという相談があった場合は、動物愛護法に基づき、地域での解決をお願いしており、その補助的手段として大分県が行う「さくら猫制度」や、市の実施する「飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金」などをご紹介します。市の職員が猫を減らすため「毒を撒け」などということはあり得ませんので、ご近所の方とよく話し合ってください。

◎市民の声 回答一覧（令和 6 年度）

No.	受付年月日	表題	要旨	担当課	回答内容
7	R7.2.21	広報きつきについて	市報に総合診療科の先生が載っていますが、医療法で総合診療科を意図しない方法で知る事は違反ではないですか？総合診療科って広告とか認められないですよね(一部の周知方法を除いて)	山香病院 総務課	市報等などで総合診療科を標榜することは、当院としては市民の方へのわかりやすい情報提供を優先し掲載していましたが医療法違反の可能性があるので、直近の市報となる 4 月分より他病院の標記方法等を参考に、顧問弁護士と相談の上、修正対応をさせていただきます。